



2. 遺産分割後の第三者

相続による権利の承継は、遺産分割によるものかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない（899条の2第1項）。よって、**遺産分割協議により法定相続分を超える権利を取得した相続人は、登記をしなければ、遺産分割後の第三者に対し、遺産分割による権利の取得を主張することはできない。**

